

令和6年岩倉桜まつり

出店要綱

令和5年12月

会場：お祭り広場
(岩倉市下本町下市場3-1)

運営管理：岩倉市飲食環衛組合

主 催：岩倉市・岩倉市商工会

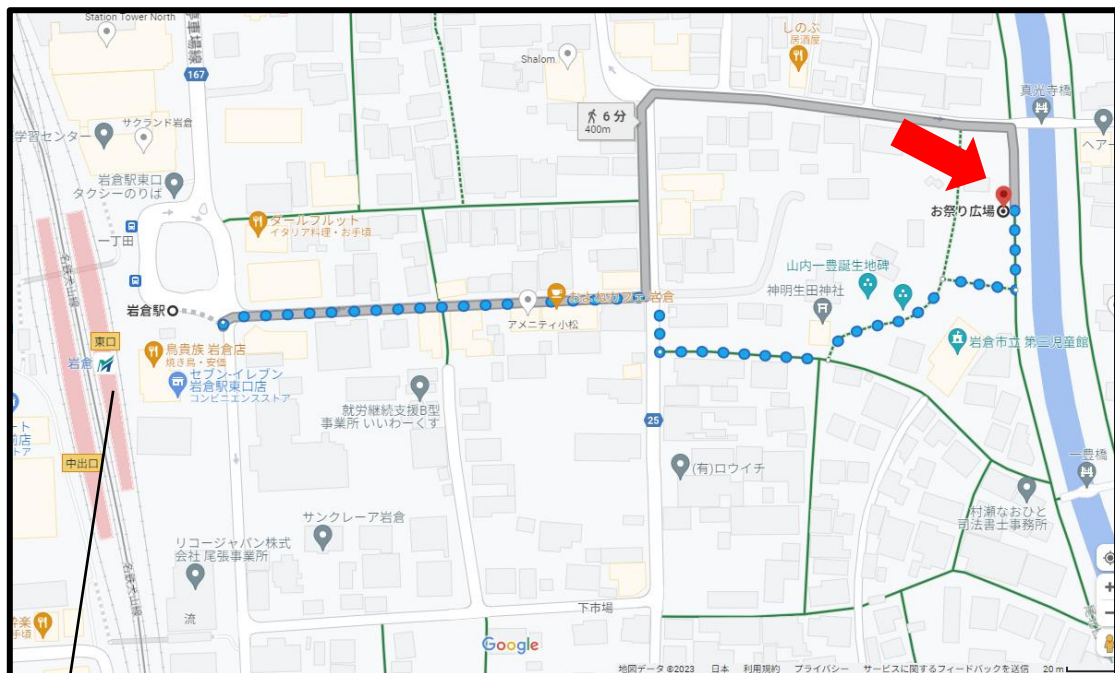
目次

出店概要	1
出店までの流れ	2
出店概要	4
テント設置の仕方	7
その他出店に関する注意事項	8
火気取扱いについて	9
露店等開設における遵守事項	9
露店営業が可能な品目	10
イベント当日について	11
緊急時の対応	14
保険について	15

出店概要

五条川畔に咲き誇る桜のもと、令和6年の岩倉桜まつりは3月29日（金）から4月7日（日）の10日間にわたり開催いたします。この岩倉桜まつりにおきまして、催事場所のお祭り広場へ来場する観光客をはじめとする多くの方々へのおもてなしとして、“自慢の逸品”“岩倉にゆかりのある逸品”“オリジナリティに溢れた逸品”などを「いわくら飯」として販売し、「**自店への集客のための商品PRの場**」という趣旨のもと、下記の出店要綱にて出店者を募集します。出店要綱を熟読いただき、同意いただける方は、出店申込書兼誓約書に必要事項を記入の上、お申込下さい。

- 出店日時：令和6年3月30日（土）、3月31日（日）、
4月6日（土）、4月7日（日）の4日間
午前10時00分から午後8時30分まで
（雨天決行・荒天中止・延期なし）
- 出店会場：お祭り広場（愛知県岩倉市下本町下市場3-1）
※名鉄犬山線岩倉駅東口から東へ徒歩約5分
- 駐車場：なし
- 駐輪場：1か所
- 募集コマ数：15コマ
- 主催：岩倉市、岩倉市商工会
- 協力：岩倉市飲食環境組合



名鉄犬山線「岩倉駅」

【出店申込書の受け取り】

出店を希望する方は、出店申込書を岩倉市商工会のホームページ (<https://iwakura.or.jp/>) からダウンロードするか、商工会事務局で直接お受け取りください。



【出店申し込み】

出店申込書に必要事項を記入のうえ、下記書類を添付し令和6年1月12日(金)午後5時までにご提出ください。提出方法は、直接商工会事務局へお持ちいただくほか、メールや郵送でも受け付けています。

●提出書類

- ①出店申込書兼誓約書
- ②出店者の運転免許証または写真付き身分証明書のコピー
出店者の身分証明書として使用します。その他の使用目的では使用せず、主催者にて個人情報保護法に基づき管理いたします。
- ③食品衛生責任者証のコピー
- ④露店営業許可のコピー
- ⑤飲食従事者名簿及び飲食従事者の検便検査結果成績表（直近のもの、6ヵ月以内）

●提出先

岩倉市商工会

住 所：〒482-0042 愛知県岩倉市中本町西出口 31-1

Email：info@iwakura.or.jp

※メールで提出する方は、上記メールアドレスからのメールが受信できるように設定してください。



出店概要

【出店審査】

出店申込書兼誓約書を基に出店審査を行い、その結果を令和6年1月19日（金）までにメールまたは郵送にて送ります。

※具体的な審査要件についてはお答えできません。

※2月初旬開催予定の「出店者会議」には、出店代表者（責任者）は必ずご参加ください。



【出店料振込】

出店審査の通過通知を受けた方は、出店料をお支払いください。支払い方法は、指定の口座（別途ご連絡します）にお振込みいただくか、商工会事務局に直接現金でお支払いください。

※支払期限は、1月31日（水）までです。振込手数料は出店者様でご負担ください。



【前日準備】

前日午後（予定）から会場にて出店準備をしていただけます。

※夜間警備等はありませんので、出店物等は各自の責任において管理してください。

※風により備品等が飛ばされないよう十分な対策を行ってください。



【当日の出店】

事故等にお気をつけてお越しくください。

火気を使用する出店者は、消防署による立ち入り検査が行われます。

当日の注意事項については、11ページの「イベント当日について」をご確認ください。

出店テーマ【いわくら飯】

“岩倉市”にちなんだオリジナルのメニューを考案し、ご提供ください。
(岩倉産の食材を使ったり、ネーミングで岩倉のイメージを表現するなど。)

[例：コーチン入りたこ焼き、桜色たい焼き、いわくらだんご など]

●出店料 50,000円(4日間・設備、警備費込)

●募集数 15コマ(間口3m×奥行4m)
※応募多数の場合は、抽選となります。

●出店資格

以下の条件を遵守できる飲食店等

- ・2年以上商工会員且つ2年以上岩倉市飲食環衛組合加入していること
- ・岩倉市内で営業していること
- ・岩倉桜まつり出店要綱・誓約及び、下記の遵守事項を遵守できる店舗
- ・まつり期間の3/30(土)、3/31(日)、4/6(土)、4/7(日)の4日間、天候や来場者の多寡に関わらず出店できる店舗
- ・保健所の露店営業許可等を有する店舗に限る。
また、まつり期間については、**担当責任者**(食品衛生責任者又は調理師免許の資格を持った者)が常駐すること。
- ・提供する飲食物に起因する事故等に対する賠償共済・保険に加入していること。

遵守事項

ア. その場での調理販売品目について

1ブース 1品目のみ(露店営業許可等で取り扱える品目に限る。)とします。扱う品目の露店営業許可等は各自で取得してください。お祭り広場内出店者での品目の重複は認めますが、当事者となる出店者間で調整を行いトラブルが起らないようにしてください。扱う品目の露店営業許可等の写しを必ず提出してください。

イ. 飲み物の販売について

飲み物(アルコール類・清涼飲料水・缶・ペットボトル等)の販売・取扱いは、付属として取扱い各出店者の自由とします。ただし、露店営業許可等が必要な飲み物(酒精飲料(生ビールを含む)・清涼飲料水(ホット・アイス))は販売品目と併せて露店営業許可等を申請し、保健所の許可がおりたものに

限ります。アルコール缶飲料についても栓を抜かずに販売する場合は税務署で期限付酒類等販売免許を取得しなければ販売は認めません。

扱う品目の露店営業許可等と、酒類等販売免許の写しを必ず事務局に提出してください。

ウ. 容器包装された食品の物販について

容器包装された加工食品の販売も可能です。食品添加物でアレルギー物質を含むものについては、アレルギー物質の表示を義務化、または推奨となっていますので注意してください。

①省令で義務化（7品目）

卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かに、

②表示を推奨（21品目）

あわび、いか、いくら、さけ、さば、オレンジ、キウイフルーツ、バナナ、もも、りんご、牛肉、豚肉、鶏肉、くるみ、大豆、まつたけ、やまいも、ゼラチン、ごま、カシューナッツ、アーモンド

エ. 食品表示について

容器包装に入れられた食品は原則として表示が必要となります。表示の相談については、製造所、加工所を管轄する保健所にご相談ください。食品表示がないものについては岩倉桜まつりでは販売を中止していただきます。

※食品の表示例について以下を参考にしてください。

名称	漬物（醤油漬）
原材料	キュウリ・醤油・塩・保存料（ソルビン酸）・着色料（黄色4・青1）・調味料（アミノ酸）
内容量	250g
保存方法	要冷蔵
賞味期限	令和2年〇月〇日
製造者	〇〇食品株式会社〇県〇市〇町〇番地

栄養成分表示	100g当たり
エネルギー	000kcal
たんぱく質	0.0g
脂質	0.0g
炭水化物	0.0g
食塩相当量	0.0g

オ. 店舗運営について

まつり期間中は担当責任者（食品衛生責任者または調理師免許の資格を持ったもの）が常駐し、店舗運営に当たってください。担当責任者と、実行委員会に提出する飲食従事者名簿に記載された人物以外の人物が店舗運営に当たるとは禁止します。また、複数の店舗に渡って運営に従事することも禁止します。

カ. 飲酒について

飲酒をしながらの接客・販売は禁止します。

キ. 喫煙について

出店場所での喫煙や喫煙しながらの接客・販売は禁止します。

ク. トイレについて

お祭り広場内の公衆トイレか仮設トイレを利用してください。

ケ. 清掃・ごみ処理について

ブース内の清掃は各出店者の責任において行ってください。ブース内及び周辺のゴミは各自で必ず処理をしてください。廃油は各自で必ず持ち帰り、その他のゴミは適切に分別して会場内ゴミ集積所に集積してください。水道やお祭り広場公衆トイレ横の排水溝には絶対に廃棄しないでください。

コ. 販売品責任について

出店者の販売した商品に対する一切の責任は出店者に帰属します。出店者は上記に同意し、かつ食中毒等の予防に万全の注意をしてください。

サ. 販売価格について

適正価格での販売をお願いいたします。市場価格より著しく安価な価格設定で値崩れ等が発生しないよう十分注意してください。

これらの注意事項・遵守事項に反する行為があったと認められた場合は、まつり期間中であっても出店を中止し、撤収していただきます。また次年度以降の出店も禁止します。

●設備 出店料に含まれるもの

設備（電気（1kw）・共用水道・店名表示板）、警備費

※タープテント（間口3m×奥行4m以内、間口2m以上のもの）、机、ガスは各自で準備してください

出店イメージ



出店料に含まれないもの

提供用の使い捨て容器、消火器、食品営業許可取得に関する費用など
※提供用の器は、出店者で用意ください。

※必ず消火器（6型以上の業務用消火器（ABC粉末））をご用意ください。また、使用期限をご確認ください。

テントの設置の仕方

テントが風で飛んで来場者や出店物等に当たったりしないように、しっかりとテントの足それぞれに紐などで固定してください。

テントの足一つにつき 10 kg程度（全部で 40 kg程度）を目安に重りをご用意ください。

■10 kgの目安

ストーブの給油等に使用するポリタンク	標準 18ℓ入りに水を 2/3（約 12ℓ）程度入れたもの
コンクリートブロック	10 cm幅の製品 あらかじめ穴が開いていますので、取り付けしやすくなっています。

■NG 例

鉄製おもり	3 kgや 5kg のものが多く、強い風で簡単にテントが浮き上がります。
レンガ	種類によって異なりますが、一つにつき通常 2kg 程度しかないので、数個では重さが足りません。
ペットボトルに水を入れたもの	2ℓのペットボトルに水を満タンに入れた場合、その重さは、2kgです。10 kgの重さには足りません。 もし、ペットボトルで対応される場合は、テントの足1本につき5本程度のボトルを用意し、足とボトルをしっかりとつないでください。 ※6本入りなど段ボールに入ったまま括りつけるのは、紐が外れる可能性がありますので、お勧めいたしません。



←写真上段がコンクリートブロックです。様々な種類がありますが、スタンダードタイプは長さ 390×高さ 190×厚さ 100 (mm) ほどとなり、種類によって重さが変わります。写真下段のポリタンクは、スーパーやホームセンター等で販売されている、主に灯油などに使われる 18ℓ入りのものです。保存水用 10ℓ入りなど特殊な用途の商品もあります。

■火気を使用される方へ

- ・ 9ページの「火気取扱いについて」をご確認いただき、取り扱いには十分ご注意ください。
- ・ 火気を利用する場合には、岩倉市消防署への申請が必要になります。
申請は事務局にて行いますので、必ず出店申込書に記入をお願いします。
申し込み時に記載をした方のみ、当日火気の利用が可能となります。ご注意ください。
- ・ 内容等届出事項を変更したときは、消防署に連絡する必要があるので、速やかに主催者までご連絡ください。

■露店の食品営業許可書で出店される方へ

- ・ 9ページの「露店等開設における遵守事項」をご確認ください。

■販売品責任や出店物の保護について

- ・ 出店者の販売した商品等に対する一切の責任は、出店者に帰属いたします。出店物の保護については、出店者自身が責任をもってご対応ください。
- ・ 出店に際する会場内で発生した事故等に対して、主催者では一切の責任を負いません。出店に係る保険などは、必要に応じて各自で加入してください。
- ・ 出店者は、食中毒等の予防に万全の注意をお願いします。

■販売禁止物について

特に以下の物品は出店を禁止致します。

コピー商品（模造品）、薬物（麻薬類、違法商品）、医薬品、医薬部外品、ポルノ商品、契約商品（不動産、金融関連など）無形財産、本番時に台車を必要とする物品。

■禁止行為について

以下の行為を禁止致します。

- ① 政治、宗教の勧誘活動、寄付活動、騒音、悪臭、通行の妨げになるような行為。本イベントの正常な運営に支障を生じる恐れがあると認められたものについては、その品目の出店を制限、または禁止する場合があります。

■火気器具を使用する屋台等に係る留意事項

屋台等でガスコンロ等の器具を使用する場合は、消火器を設置するとともに、ガス漏れを防ぐため、ゴムホース等は器具との接続部分をホースバンド等で締め付けるとともに、適正な長さで取り付け、ひび割れ等の劣化がないか点検すること。

また、プロパンガスボンベを使用する場合は直射日光の当たらない通気性良所に設置し、転倒ないように鎖等で固定すること。

露店等開設における遵守事項

露店等を開設する際には、次の事項を遵守してください。

- (1) 開設場所は、消防水利（消火栓、防火水槽等）の位置から 5m以内の場所には設置しないこと。
- (2) 消防車の侵入路付近や、周囲の建物からの避難に支障を及ぼす場所には設置しないこと。
- (3) 火気等を使う露店等には、消火器を設置し、その他の露店等には、水バケツ等の消火準備を整え、取扱方法等を徹底すること。
- (4) 火災等の発生に備え、消火、通報、避難誘導等の担当者を決めておくこと。
- (5) LPガス、カセットコンロ、暖房器具などの火気器具を使用する場合は、正しい取扱方法及び防火安全上の管理を徹底すること。

《問合せ先》

岩倉市消防本部総務課総務グループ
TEL 0587-37-5333

露店営業が可能な品目

愛知県では、露店により行う営業で調理、販売及び製造できる品目が定められています。最新情報につきましては、江南保健所にて各自でご確認ください。

《問合せ先》

江南保健所

TEL. 0587-56-2157

〒483-8146

江南市布袋下山町西 80

■搬入出について

- 下記搬入出時間内に必ず搬入出を完了させ、指定の駐車場へ車両の移動をしてください。※搬入出時間外に会場内への車両の進入はできません。

搬入時間：令和6年3月29日（金）午後（予定）
4月 5日（金）午後（予定）
搬出時間：令和6年4月 1日（月）午前（予定）
4月 8日（月）午前（予定）

- 搬入時間以降に到着した場合は、台車などで搬入してください。また、路上駐車での搬入はおやめください。
 - 搬入出時は車両の出入りが多いので、テント前等での荷降ろしは速やかに行ってくださいようご協力をお願いします。
 - 会場設備及び備品等を傷つけないよう、十分な防護措置を講じてください。万一傷つけた場合は、出店者の負担で修理していただく場合があります。
 - イベント開催中は、搬出ができません。
商品の売り切れなどで、販売が終了した場合でもお客様への事故防止のために片付けはせずに待機をお願いします。
 - やむ終えない場合を除いて、会場内での台車などによる荷物の移動はお客様との事故の危険があるためご遠慮ください。
- ※夜間警備は、両土日間のみの配置予定です。

■駐車場について

- 出店者用の駐車場は、コインパーキングなどの民間駐車場をご利用ください。

■消防署による点検等について

- 消防署による火気・消火器の点検、主催者によるテント等の安全確認があります。消防署・主催者の点検に受からなかった場合、その時点で出店許可を取り下げます。その際は出店料の返金は出来かねます。

■販売について

- 開催時間外の販売は禁止します。
イベント開催前の販売を行なった事が原因によるトラブルに関して、主催者は

責任を負いかねます。

- 適正価格での販売をお願い致します。市場価格より著しく安価な価格設定はご遠慮ください。
- 全ての設置物及び営業行為は、決められた出店ブース内でお願いします。その他の会場通路及び出店ブース以外での展示・販売・PR活動は禁止致します。
- 各ブース内で音響機材を使用する場合は、過度の音量は緊急時の一斉放送の障害や近隣ブースへの迷惑・トラブルの原因になりますので、ご遠慮ください。また、ブース内でのワイヤレスマイクの使用や鐘・太鼓などの楽器類の持ち込みはご遠慮ください。
- 飲酒をしながらの接客は禁止とさせていただきます。

■清掃・ゴミ処理について

- ブース内の清掃は、各出店者の責任において行っていただきます。
- 販売物をお客様が購入したあとに出たゴミにつきましては、会場内の関係者用・ゴミステーションにて回収することもできますので、各自で分別のうえ、ゴミステーションまでお持ちください。また、飲食スペース前のゴミステーションは来場者用になりますので、そちらにはゴミを捨てないでください。
- ゴミ袋は各自でご用意ください。半透明（燃えるごみ）透明（プラスチックごみ、燃やしてはいけないゴミ）をご使用ください。
- 会場内の手洗い場等に、調理ゴミや廃油などは絶対に流さないでください。また、お祭り広場の手洗い場などで調理器具などを洗う行為は禁止とします。

■貸出品について

- 設備について、使用した出店者の責任において原状回復してください。備品に破損等がある場合は、出店者負担により補償していただく場合があります。

■販売品責任や出店物の保護について

- 出店者の販売した商品等に対する一切の責任は、出店者に帰属いたします。出店物の保護については、出店者自身が責任をもってご対応ください。
- 出店に際する会場内で発生した事故等に対して、主催者では一切の責任を負いません。
- 出店に係る保険などは、必要に応じて各自で加入してください。
- 出店者は、食中毒等の予防に万全の注意をお願いします。

■その他

- 管理者及び保健所、消防署、警察等の指導があった場合は、必ずその指示に従ってください。

当イベントは、雨天決行です。

ただし、台風等の荒天により屋外での実施が危険な場合は、中止することがあります。

■荒天が予想される場合の開催状況の確認について

●中止判断時期について

前日の17:00までに判断・決定いたします。

※中止決定の場合は、出店者に連絡します。

●中止の確認について

出店者各自で岩倉市商工会(0587-66-3400)へお電話にてご確認ください。

■キャンセル等による出店料の返金について

●荒天による中止の場合（当日の急な荒天による中止も含む）

出店料は返金できかねます。ご了承ください。

●感染症等の拡大防止のための中止

出店料を返金します。

※返金手数料は出店者様のご負担とさせていただきます。

●出店者都合によるキャンセルの場合

如何なる理由におきましても返金はいたしません。ご了承ください。

■イベント保険につきまして

岩倉市と岩倉市商工会は「岩倉桜まつり」を催行するにあたりイベント保険に加入しますが、補償内容に出店者に係る事故等の保証は含まれないため、ご注意ください。ただくとともに、出店に係る保険は必要に応じて各自で加入してください。

提供する飲食物に対する賠償共済へは必ず加入してください。何に加入してよいかわからない方は下記を参考にしてください。

出店に係るトラブルに関して、主催者は責任を負いかねますので、何卒よろしくお願いいたします。

※参考

食品衛生協会ではあんしんフード君という食品を含む賠償共済を提供しています。加入は月ごととなり最短で3ヶ月のプランがあります。

食品衛生協会に加入されている方なら、掛金 2800 円+振込手数料 110 円で加入が可能です。詳細及び加入を検討される場合は下記へご連絡ください。

《問合せ先》

愛知県食品衛生協会 江南支部

TEL. 0587-55-5603

〒483-8146

江南市布袋下山町西 80

岩倉桜まつり出店申込書兼誓約書

申込日 令和 年 月 日

※出店申込書に記入された品目以外の販売はご遠慮願います。内容の変更がある場合、速やかにご連絡ください。

事業者名	ふりがな	TEL	
代表者名	ふりがな	携帯	
メール		FAX	
住所	〒		
HP・ブログ・twitter・facebook等のURL			
業種		商工会員年数	年
		市内営業年数	年
		飲食組合加入年数	年

出店内容

① 会場内出店名及び販売名をご記入ください。

会場内出店名	ふりがな	販売名	ふりがな

② 具体的な出店内容をご記入ください。

※販売を予定するメニューの内容（岩倉にちなんでいる部分等）をご記入ください。

③物販販売（ドリンク等）	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	内容	
火気の持込・使用	該当する□にチェックを入れてください。 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	電気器具 (1,000wまで)	設備名
備考（特記事項等）			W

提出物チェック欄

- 運転免許証または写真付き身分証明書のコピー
- 食品衛生責任者証のコピー
- 露店営業許可のコピー
- 飲食従事者名簿及び飲食従事者の検便検査結果成績表（直近のもの、6ヶ月以内）
- 提供物に対する賠償共済への加入していることを証明できるもの

当店（事業所）は、岩倉桜まつり出店者募集の趣旨を理解し、また、出店要綱に記載の事項を遵守し、①岩倉市暴力団排除条例に規定する暴力団員または暴力団、若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと、②責任を持って露店運営をすることを誓約した上、参加店として申込みをします。なお、申込にあたり、主催者からの注意、指示事項があった場合もこれを遵守します。

令和 年 月 日

住所 _____

事業所名 _____

代表者名 _____ (印)